

国内総生産(分配側) = 雇用者報酬(国内概念) + 営業余剰・混合所得(純) + 固定資本減耗
+ 生産・輸入品に課される税 - 補助金

1. 年次推計における扱い

○年次推計においては分配面の計数は生産側推計をもとに推計される。

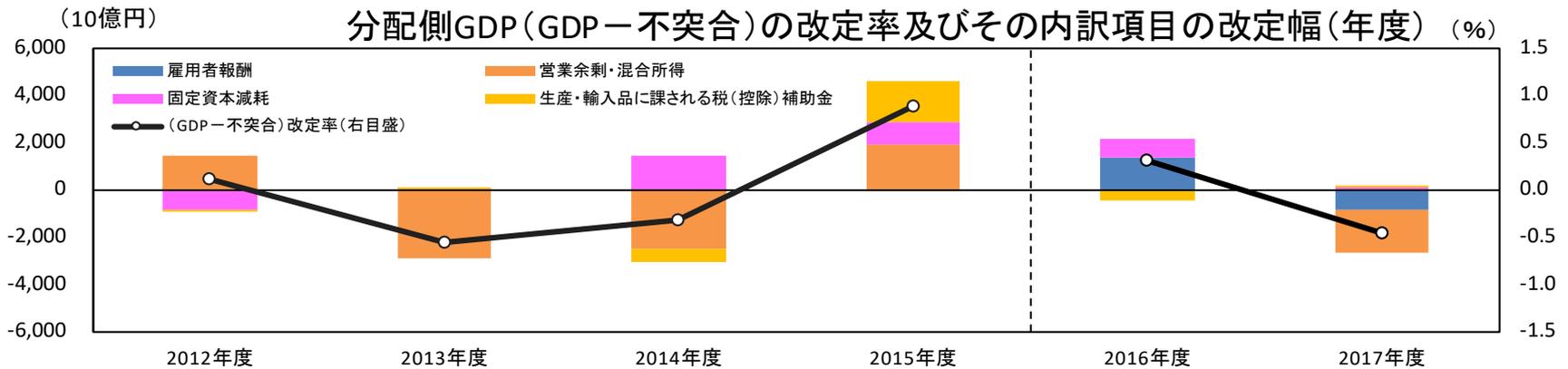
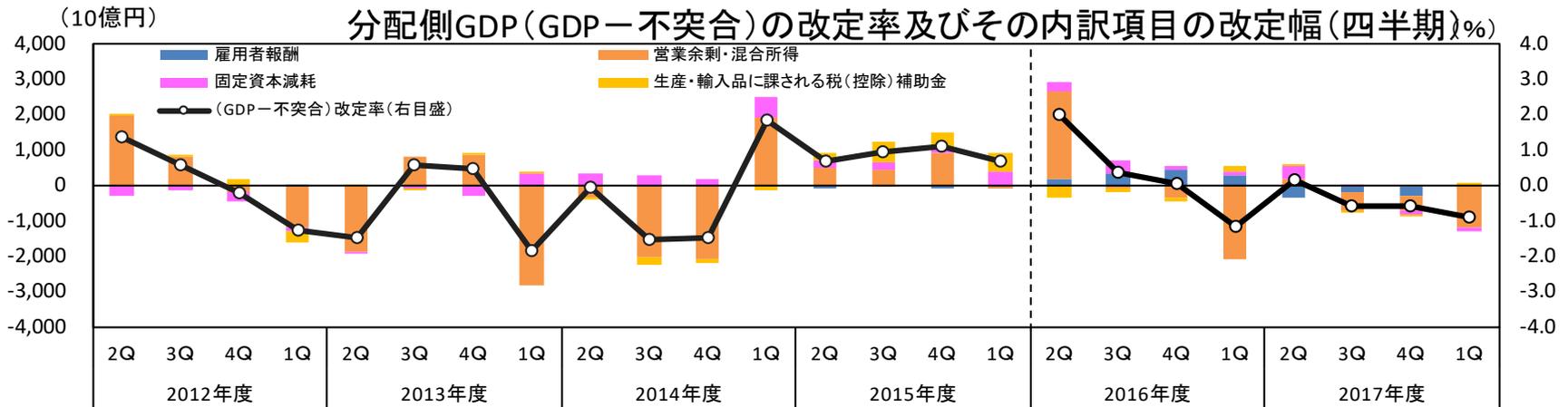
○年次推計期間については四半期原系列を公表済み

2. 分配側四半期速報推計の考え方

○各項目について年次推計の四半期値を出発点に延長推計

- ・既にQEで推計されている系列を活用(例:雇用者報酬)
- ・利用可能な四半期補助系列を用いて延長推計(例:営業余剰・混合所得)
- ・利用可能な年次補助系列を用いて延長推計(例:生輸税のうち地方税)
- ・その他、四半期別の情報が乏しい項目等については、トレンド推計(前期または前年同期と同値とする場合を含む)等の手法で推計(例:固定資本減耗、補助金)

2. 分配QNAの推計精度の分析(四半期・年度)



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析。

例:2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数を起点として、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出。

・2016年度～2017年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計及び再推計前の2017年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」の改定も含まれる。2017年度試算値の雇用者報酬については、2018年7-9月期1次QEの値を用いている。2017年度年次推計の「雇用者報酬」は「毎月勤労統計」の再集計前の値を使用。

・データは名目・原系列の値。

3. 年次推計と四半期速報推計の違い

表章分類	細目	速報推計に利用する基礎統計・推計方法	年次推計に利用する基礎統計・推計方法
営業余剰 (23.4%)	民間非金融法人 (16.3%)	『法人企業統計(四半期)』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長	付加法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
	公的非金融法人 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値	各決算書を用いて推計
	民間金融 (1.8%)	金融業産出額のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長	付加価値法によって経済活動別に推計された金融機関合計から「公的金融機関」の営業余剰を控除
	公的金融 (0.3%)		各決算書を用いて推計
	家計(持ち家) (4.9%)	持ち家帰属家賃のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長	産業別国内総生産推計から求められる「住宅賃貸業」のうち、持ち家分について付加法より推計
混合所得 (1.8%)	農林水産 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値	各種基礎資料を用いて推計した混合所得額から在庫品評価調整、FISIM調整して算出
	個人その他 (1.6%)	「産業別自営業主数」(労働力統計)を用いて補助系列を作成し、直近年次推計値から前期比延長	付加法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
雇用者報酬 (44.4%)	—	速報時点で推計可能な国民概念の雇用者報酬を、『国際収支統計』の所得収支を用い国内概念に転換して活用	『国勢統計』、『毎月勤労統計』、『労働力統計』等を用いて推計
固定資本減耗 (22.5%)	—	直近年次推計における資本財別の実質固定資本減耗をウェイトに、当該四半期デフレーターを作成し、これを確報値の名目固定資本減耗に乗じて、当該四半期の名目固定資本減耗を算出	恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計を行い、社会資本も含めて全て定率法を採用。計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』等のデータから推計・設定
生産・輸入品に課される税(8.4%)	国税 (4.9%)	主に、『租税及び印紙収入、収入額調(月次)』で前年比延長	年度決算書(財務省)等を用いて推計
	地方税 (3.5%)	主に、予算ベース(地方税及び地方譲与税収入見込額)で前年比延長	
(控除)補助金 (0.7%)	—	直近年次推計の前年同期値	年度決算書(財務省)、『補助金総覧』(日本電算企画)等を用いて推計
制度変更への対応	—	「予算書」等の政府公表資料から、事前に制度変更の概要や予算規模などが把握できる場合は、検討の上、それらを反映した推計方法を用いる	年度決算書(財務省)等を用いて推計

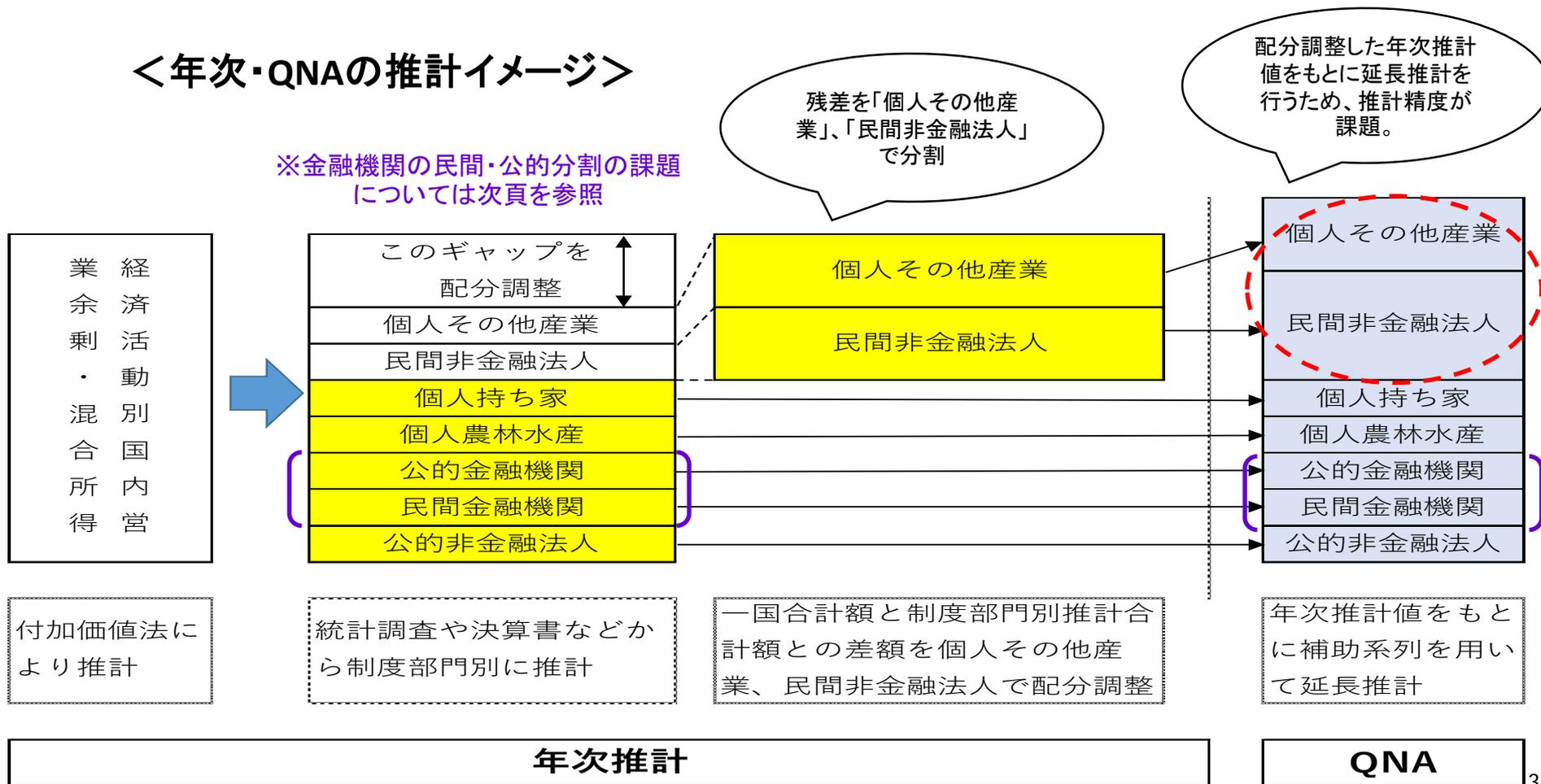
(備考)括弧内の比率は、2017年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

4. 年次推計とQNAの推計手法の違い(営業余剰・混合所得)

- ・年次推計では、付加価値法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」に配分調整する。
- ・QNAでは、年次推計の値を延長推計しており、推計概念が異なる。
⇒こうした課題については、三面等価研究会にて検討。

<年次・QNAの推計イメージ>

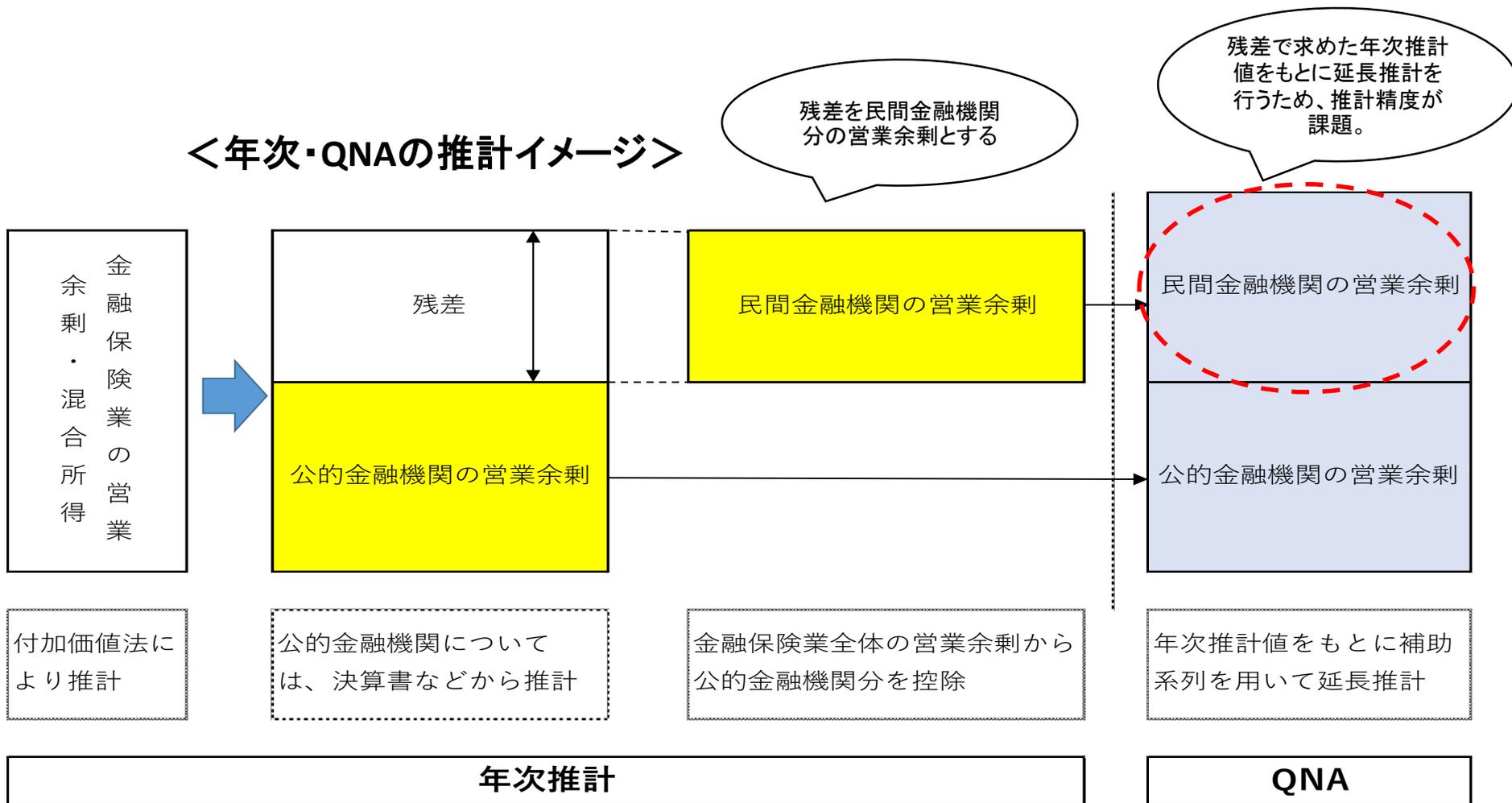
※金融機関の民間・公的分割の課題については次頁を参照



5. 年次推計とQNAの推計手法の違い(金融機関の営業余剰・混合所得)

- ・年次推計では、付加価値法により推計された金融・保険業全体の営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、決算書により求められる「公的金融機関」の営業余剰を控除することで算出される。
- ・QNAでは、年次推計の値を延長推計しており、推計概念が異なる。

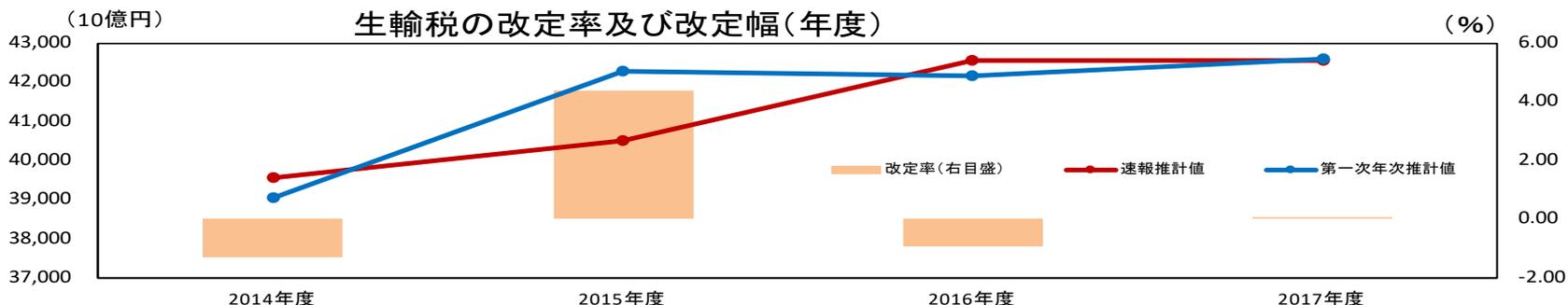
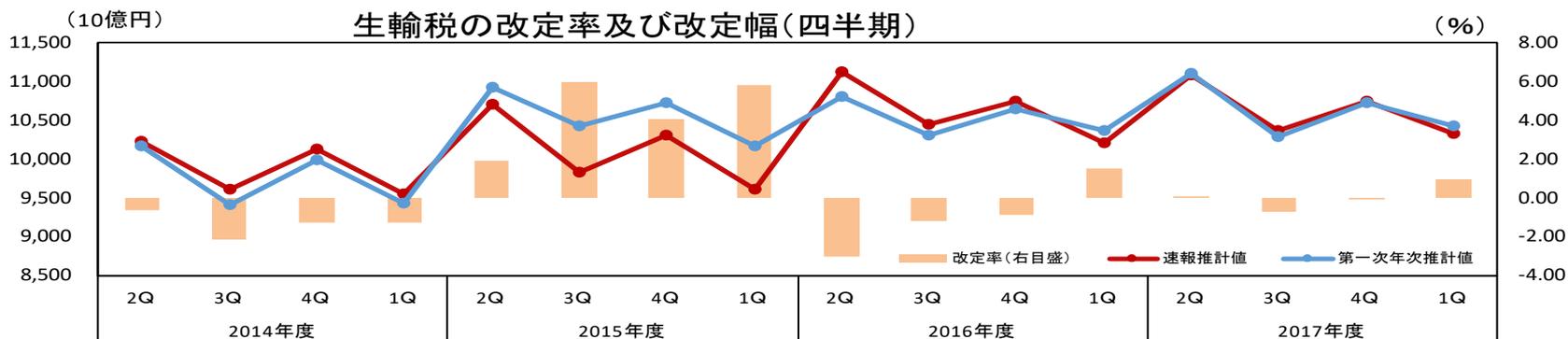
<年次・QNAの推計イメージ>



6. 年次推計とQNAの推計手法の違い(生輸税)

○「生産・輸入品に課される税」推計における地方税推計

- ・速報推計時点においては、適当な基礎統計がないため、予算ベースの情報から延長速報推計を行っており、推計精度が低い。
- ・地方税の中で、一旦、国庫に納付された後で地方自治体に分配される税については、速報推計時点で年次推計と整合的な発生主義化を行うのが困難であり、特に税制変更時などにおいて年次推計値との改定幅が大きくなる傾向がある。



(備考)・2014年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析。

例：2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数を起点として、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出。

・2016年度～2017年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計及び2017年度年次推計と比較。

・データは名目・原系列の値。